

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省保険局医療介護連携政策課）

制 度 名	マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>マイナポータルへの医療費情報の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続きを簡素化する措置について検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 73 条（医療費控除））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行、医療費控除の適用にあたり、医療保険者の交付する医療費通知を添付することで、医療費の明細書の記載を省略するとともに、医療費の領収書の保管を不要としている。</li> <li>○ 医療費通知のデータ取得や抽出等に係る課題があることから、さらなる利便性向上に向けて行うもの。</li> </ul>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）
	（改正増減収額）	（ -	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

- マイナポータルを通じて、医療費情報を閲覧・取得できるようにするとともに、e-tax を利用して確定申告する際に、取得した医療費情報データを活用できるようにすることで、医療費控除の申告手続きの簡素化を図る。

(2) 施策の必要性

- マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化については、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等（※）において、実施していく旨が記載されているところ。
- マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化については、2021 年 1 月のサービス開始に向けて、オンライン資格確認等システムの機能の一つに位置づけ準備する必要がある。

（※）関係する記載

- ◎ 「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

（9）官民データ活用と電子政府化の徹底

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
45	所得税の確定申告手続きの電子化の推進	医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Tax への自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。	平成30年度以降順次検討、平成32年度までに結論、結論を得次第速やかに措置	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省

- ◎ 「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 2 具体的施策

（3）新たに講ずべき具体的施策

④PHR の構築

- ・ 個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR（Personal HealthRecord）について、平成 32 年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。
- ・ そのため、予防接種歴（平成 29 年度提供開始）に加え、平成 32 年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報等の医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、本年度中に結論を得て必要な工程を整理し、平成 33 年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性		基本目標XIV 国民生活の利便性の向上に関わる ICT 化を推進すること  施策大目標 1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること  1-1 行政分野への IT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること  1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号制度の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	(参考) 医療費控除の適用者数：1,864,519 人  医療費控除の控除額：384,147 百万円  (出典：「平成 28 年分 申告所得税標本調査 -調査結果報告-」平成 30 年 2 月 国税庁長官官房企画課)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	-
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	-
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	-
		前回要望時の達成目標	-
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
	これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正 国・地方を合わせたマイナポータル <sup>1</sup> の提供開始を踏まえ、マイナポータルへの医療費通知の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化する措置を講じる要望を行い、認められる。	